## 退職時の共済手続きのご案内

令和7年10月

項目	内 容 及 び 手 続 き 方 法 等
1 医療(1)再就職しない方	在職中の「組合員証(保険証)」または「資格確認書(有効期限内のもの)」は返納していただきます。 ※令和7年12月2日以降は、在職中の「組合員証(保険証)」はご自身で破棄していただくようお願いいたします。
	次のいずれかを選択してください。 ア 任意継続組合員 退職日の前日まで引き続いて1年以上組合員であった方は退職の日から20日以内に「任意継続組合員となるための申出書」を提出し、 掛金を払い込んでください。
(0) 五盐啉十二十	2年間加入でき、在職中とほぼ同様の給付が受けられます。 医療負担割合 本人・家族3割 イ 国民健康保険 前年の所得に基づき保険料が算定されます。 医療負担割合 本人・家族3割
(2) 再就職する方	ウ 被扶養者となる ご家族の勤務先でご相談ください。
	健 康 保 険 再就職先で健康保険に新規加入することになります。 医療負担割合 本人・家族3割
2 年 金 (1) 退職届 (2) 厚生年金 (3) 国民年金	退職日までに「退職届」を提出してください。*退職時に年金が決定している方は「退職届(年金受給権者用)」 再就職先で新規加入することになります。 再就職しない方(本人及び被扶養配偶者)は、60歳まで加入することになります。 退職後、14日以内に市町村の国民年金課又は年金事務所で加入手続きをおこなってください。 ※退職後、引き続き地方公務員になられる方は、「組合員転出届」を提出してください。
3 ベネフィット・ ステーション 会員証	防衛省共済組合が実施する「福利厚生アウトソーシング」は、各種検診、宿泊施設の助成やレジャー施設、ライフサポートの割引利用など様々なサービスを受けることができます。 ア 任意継続組合員である期間 任意継続組合員である期間は、在職中に配布された「ベネフィット・ステーション会員証」で現職組合員と同様のサービスが利用できます。任意継続組合員でなくなるときは、当会員証を組合員証と一緒にご返納ください。
	イ 任意継続組合員でないとき ご希望される方には、ベネフィット・ワンが提供する「ナープクラブ」の福利厚生サービスをご案内いたします。サービス内容と申込み方法、入会 金、年会費についてはお問い合わせください。
4 OBカード	組合直営施設(ホテルグランドヒル市ヶ谷・狛江スポーツセンター)、共済組合が協定している施設を退職後も組合員に準じた取扱いで利用できます。 対象者は、定年退職及び早期退職者募集制度に基づき退職する組合員、25年以上勤務して退職する組合員、障害年金を受給する組合員等です。「OBカード 交付申込書」を窓口に提出してください。

項目	内容及び手続き方法等
5 共済組合貯金	共済組合の普通、定額積立、定期貯金は退職日までに解約ください。 定年・早期退職を理由とする一年未満の定額積立及び定期貯金の解約は、人事発令の写し又は所属部課長等が退職を証明した書面を提出することにより、有利 な利率で日割り計算されます。 ただし、退職の日を含む30日前からの解約に限ります。 任意継続組合員となった場合、退職前に預入している定期貯金は、任意継続組合員期間中に限り満期日まで継続することができます。 ※「令和7年10月1日」から定期貯金の預入限度額が「300万円」から「500万円」へ引き上げられました。
6 組合員貸付金	退職までに一括返済していただきます。 なお、退職金からの控除による一括返済も可能です。
7 物資売掛金	退職時までに一括返納していただきます。 なお、退職金からの控除による一括返済も可能です。
8 生命保険等 (1) 団体生命保険	退職した年度に限り、保険料を一括して納めることにより残余期間(直近の4月17日まで)継続できます。 継続の有無に関わらず、「脱退届」をご提出ください。
(2) 一時払退職後 終身保険	詳しくは団体生命保険常駐職員にお問い合わせください。
(3) 団体年金保険	団体年金にご加入中でご退職の方は、各常駐員までお問合せください。
(4) 団体医療保険	①退職した年度に限り、保険料を一括して納めることにより残余期間(直近の10月17日まで)継続できます。 ②継続の有無に関わらず、「脱退届」をご提出ください。 ③退職日まで継続して「団体医療保険」に加入している組合員本人及び配偶者は、退職後は「退職後医療保険」(平成 15年10月1日発足)に加入する事が出来ます。 ④「退職後医療保険」は、病気に加えケガも保障されます。
(5) 団体傷害保険	脱退手続きが必要ですので「変更届出書」をご提出ください。継続制度として「退職後団体傷害保険」に加入することができます。
(6) 団体扱火災保険	退職後も辞令書(写)をご提出いただくことにより団体扱いで継続加入できます。

項目	内 容 及 び 手 続 き 方 法 等
(7) 団体取扱アメリカンファミリーがん保険 (8) 団体取扱保険	団体取扱から個別取扱に変りますので変更手続きが必要です。 なお、隊友会に加入されますと引き続き団体扱として契約ができますが、この場合も手続きが必要です。 団体扱(給与からの源泉控除)から個人扱(銀行口座からの引落し)に変りますので、加入保険会社に連絡し切り替えの 手続きをしてください。
9 防衛省職員生活 協同組合 (1) 生命・医療共済	継続の有無にかかわらず必ず「脱退届」をご提出ください。 最終掛金控除月の末日をもって共済契約は終了します。ただし、残余期間の掛金を退職時に一括して納めることにより当該年度末(直近の6月30日)まで継 続できます。
(2) 火災・災害共済	退職時に成立している火災共済契約は、直近の6月30日まで有効です。 退職後も引き続き退職組合員として火災共済が利用できます。 継続利用を希望する方は、「脱退届」の退職後の利用希望調査欄に希望すると記入してください。 対象者 ① 10年以上勤務している方。 ② 退職時に継続して3事業年度以上火災共済又は生命共済のいずれかに加入している方。
(3) 退職者生命・医療 共済	退職後85歳まで保障の退職者生命・医療共済への加入を希望する方は、「脱退届」の退職組合員希望調査欄に希望すると記入するとともに、「長期生命共済 契約確定届及び保障(据置)開始申込書」をご提出ください。 対象者は退職時満50歳以降(保障は満54歳から)に火災共済又は生命共済に加入している組合員及びその配偶者です。 掛金(保障必要原資額)は、後日防衛省生協事務局から通知後一括納入となります。